

## 市第 61 号議案 横浜市市税条例の一部改正について

### 1 趣旨

地方税法の一部改正により、個人住民税の寄附金税額控除の対象に、所得税の控除対象となる寄附金のうち「住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるもの」が追加されました。

これに伴い、本市において個人市民税の寄附金税額控除の適用対象となる寄附金について定めるため、横浜市市税条例の一部を改正します。

### 2 条例改正の概要

#### (1) 控除対象寄附金の要件（第 29 条の 4 の 3）

所得税の寄附金控除の適用対象となり、かつ、次のいずれかに該当するもので、市民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定したものの

- ア 本市の区域内に事務所等を有する法人等への寄附金
- イ 本市の区域内で主たる目的である業務を行う法人等への寄附金
- ウ 特定公益信託の信託財産にするために支出した金銭

#### (2) 指定の手續等（第 29 条の 4 の 4）

##### ア 申請書の提出（第 1 項）

控除対象寄附金の指定を受けようとする者は、要件に該当することを証する書類を添付して、所在地、名称、代表者の氏名等を記載した申請書を市長へ提出

##### イ 寄附金税額控除の適用（第 2 項）

市長が指定した寄附金については、申請書の提出された日の属する年分の所得に対して課する個人市民税から寄附金の税額控除を適用

##### ウ 指定の通知及び市報への告示（第 3 項）

市長は、寄附金の指定を受ける者に指定通知書を送付するとともに、その旨を市報へ告示

##### エ 控除対象寄附金の受領報告（第 4 項）

指定を受けた者は、毎年 3 月 15 日までに、前年中に受領した控除対象寄附金について、寄附をした者の氏名、住所、受領した金額等を記載した報告書を市長に提出

##### オ 変更の届出（第 5 項）

指定を受けた者は、申請事項に変更が生じた場合、その旨を市長に届出

#### (3) 指定の取消し（第 29 条の 4 の 5）

次のいずれかに該当するとき

- ア 指定の要件に該当しなくなったとき
- イ 指定を受ける際に申請した事項等に変更が生じた場合で正当な理由なく届出をしないとき
- ウ 不正の手段により指定を受けたとき

### 3 条例の適用

平成 21 年 2 月 2 日までに申請書が提出されたものについて、控除対象寄附金の指定の判断を行い、平成 21 年度分の個人市民税から寄附金の税額控除を適用（平成 20 年 1 月 1 日以後の寄附金が対象）

## 地方税法における寄附金税制の改正（平成 20 年 4 月 30 日）

### 1 これまでの寄附金控除の適用対象

所得税 → 国、地方公共団体ほか一定の要件を満たす公益法人等（2万超）

個人住民税 → 都道府県、市区町村、都道府県共同募金会、日本赤十字社に限定

### 2 政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成 19 年 11 月）

- ・ 地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点から重要な課題である
- ・ 「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべき

### 3 地方税法の一部改正

個人住民税の寄附金税額控除の適用対象に、「所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるもの」を追加

#### 【参考】所得税と個人住民税の控除対象寄附金の比較

所得税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	<国は対象外> 都道府県、市区町村に対する寄附金
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 特定公益増進法人に対する寄附金 ① 独立行政法人等 ② 一定の要件を満たす特例民法法人 ③ 公益社団法人及び公益財団法人 ④ 学校法人 ⑤ 社会福祉法人 ⑥ 更生保護法人	新たに都道府県又は市区町村の条例により対象となる寄附金
4 国税庁の長官の認定を受けた NPO 法人に対する寄附金	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	
	<対象外>